

## 愛知県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、福祉・介護人材の緊急的な確保を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金による福祉・介護人材確保対策事業について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の内容

事業の内容について、次のとおり定める。

#### 【福祉・介護人材キャリアパス支援事業】

##### (1) 介護職員キャリアアップ支援事業

###### ア 目的

福祉・介護施設や事業所（以下「事業所等」という。）において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図る。

###### イ 事業の内容

県内に所在する社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設（以下「養成施設」という。）は、事業所等からの要請に応じ、次のような取組みを実施する。

- (ア) 個々の事業所等の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成
- (イ) 当該研修のための講師の派遣
- (ウ) 職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供

###### ウ 事業の実施主体

- (ア) 養成施設
- (イ) その他知事が適当と認める者

###### エ その他

- (ア) 研修の目的や内容、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定すること。
- (イ) 研修の実施に当たっては、原則として事業所等で行うこと。  
ただし、研修の目的・内容に応じて、事業所等以外（養成施設等）で実施しても差し支えない。  
また、複数の事業所等を対象に研修を実施しても差し支えない。
- (ウ) 事業所等の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としないこと。

- (エ) インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入施設において、当該外国人介護福祉士候補者の介護技術、コミュニケーション能力等の向上のために行う研修についても対象となること。

ただし、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業とは、目的、内容が異なるものであることに留意すること。

- (オ) 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の「2（4）他研修等の修了認定」及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日23文科高第721号 社援発1028第2号 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長通知）の「2（4）他研修等の修了認定」にある認定研修についても対象となること。

## (2) 介護福祉士資格取得支援事業

### ア 目的

事業所等の介護現場に従事する者が、介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講する際の、研修等受講中における施設のサービスの質の維持及び介護職としてのキャリアアップを支援することを目的とする。

### イ 事業の内容

県内に所在する事業所等は、職員等が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講、または講師として職員を派遣する際に必要となる代替職員を事業所において新たに雇い上げる。

#### (ア) 対象となる事業者・施設

- a 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業所及び施設
- b 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所及び施設
- c 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所
- d その他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設

#### (イ) 対象となる研修内容等

- a 実務者研修を実施する養成施設（以下「実務者養成施設」という。）において実施される、実務者研修。
- b 複数の法人が連携し実務者養成施設としての指定を受けて行う、実務者研修。
- c 地域の団体等で実施されている研修であって、実務者研修の相当する科目について、実務者養成施設で履修し、修得したものとみなす

ことが可能となる研修。

- d 愛知県知事が喀痰吸引等研修機関として登録した研修機関において実施される喀痰吸引等研修。また、その研修の講師として職員を派遣する場合。

(ウ) 代替職員の雇用時間

職員等が研修に参加する時間の3倍以内とする。

ただし、研修会場等への移動に係る時間及び休憩時間は含まない。研修等に要した実時間を対象とする。

(エ) 代替職員雇用の算定の基礎となる研修の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(オ) 事業所と代替職員との雇用契約締結期限

平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、代替職員雇用の算定の基礎となる研修の終期までに代替職員の雇用を開始又は終了すること。

ウ 事業の実施主体

- (2) イ（ア）に掲げる事業者

エ その他

代替職員の勤務日は、介護職員等の研修等の該当日である必要はない。

3 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。